2　登録簿の変更については、他方の締約国に対して書面により通報する。当該変更については、通報が行われた日の後五日目に効力を生じ、又はそれよりも遅い日であって当該通報において指定される日に効力を生ずる。

3　輸出締約国の権限のある当局は、認定輸出者の認定番号の構成並びに認定輸出者の名称、住所及び認定番号並びに認定が効力を生ずる日付に関する情報を輸入締約国に対して提供する。一方の締約国は、当該情報の変更（当該変更が効力を生ずる日付を含む。）を他方の締約国に通報する。

第六十条　関税上の特恵待遇の要求

1　輸出締約国の原産品について、輸入者が輸入の際に輸入締約国において適用される手続に従って関税上の特恵待遇を要求する場合には、輸入締約国は、この協定に従い、輸入締約国の求めに応じ輸入者が提出する原産地証明に基づき当該関税上の特恵待遇を与える。

2　1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次に掲げる輸入については原産地証明の提出を要求しない。

(a)　課税価額の総額が千五百アメリカ合衆国ドル若しくは輸入締約国の通貨によるその相当額又は輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の輸入（ただし、当該輸入が原産地証明に関する義務を回避することを目的として分割して行われたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。）

(b)　輸入締約国が原産地証明に関する義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入

3　輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を通過して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のものの提出を要求することができる。

(a)　日本国については、次のいずれかのもの

(i)　通し船荷証券の写し

(ii)　第三国の税関当局その他関連する団体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し以外の作業及び産品を良好な状態に保存するために必要な他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

(b)　ペルーについては、次のもの

(i)　経由又は積替えの場合には、運送に係る文書（例えば、航空貨物運送状、船荷証券、複合運送に関する書類）であって、輸出締約国から輸入締約国への輸送を証明するもの

(ii)　蔵置の場合には、運送に係る文書（例えば、航空貨物運送状、船荷証券、複合運送に関する書類）であって、輸出締約国から輸入締約国への輸送を証明するもの及び当該蔵置を許可した第三国の税関当局その他権限のある当局により当該第三国の法令に従って発給された文書

第六十一条　輸入に関する義務

1　この章に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国から輸入される産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して次のことを要求する。

(a)　有効な原産地証明に基づき、当該産品が輸出締約国の原産品であることについて税関申告の際に書面による申告を行うこと。

(b)　(a)に規定する申告を行う際に原産地証明を所持すること。

(c)　該当する場合には、前条3に規定する文書を所持すること。

(d)　税関当局の要請があった場合には、原産地証明及び(c)に規定する文書を提出すること。

(e)　申告の基礎となる原産地証明が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、申告を修正し、及び納付すべき関税を納付すること。

2　原産品の輸入者が輸入の際に原産地証明を所持していない場合には、当該輸入者は、輸入締約国の法令に従い、当該原産品に関税上の特恵待遇が与えられなかった結果として超過して徴収された関税又は提供された担保の払戻し又は解除を輸入締約国の税関当局に申請することができる。ただし、第五十四条又は第五十七条の規定に従って発給され、又は作成された原産地証明及び、必要に応じて、当該原産品の輸入に関するその他の文書を当該輸入の後一年を超えない期間内に当該税関当局に提出することを条件とする。

注釈　この2の規定にかかわらず、日本国への輸入の場合には、超過して徴収された関税の払戻しは適用しない。

3　2の規定は、輸入者が輸入の際に輸入締約国の税関当局に対し、輸入する産品がこの協定に基づく原産品であると申告しなかった場合には、当該産品の有効な原産地証明が当該税関当局に事後に提出されたときであっても、適用しない。

4　輸入者が産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する関連する要件を満たさないときは、輸入締約国は、当該産品について関税上の特恵待遇を与えないことができる。

第六十二条　原産地証明の有効性

1　原産地証明は、発給され、又は作成される日から十二箇月間有効なものとする。輸入締約国の税関当局が原産地証明の提出を要求する場合には、当該原産地証明は、その有効期間内における一又は二以上の税関申告に含まれる一回限りの輸入のために、輸入締約国の税関当局に提出される。

2　産品が輸入締約国の税関当局の監督の下で一時輸入され、又は蔵置される場合には、原産地証明の有効期間は、当該税関当局がその一時輸入又は蔵置を認めた期間延長することができる。

3　輸入締約国の税関当局は、原産地証明が1に規定する提出のための最終期日の後に提出される場合において、定められた最終期日までに提出できなかったことが例外的な状況によるものであるときは、関税上の特恵待遇を与える目的で当該原産地証明を受理することができる。

第六十三条　補助的な文書

第五十四条5及び第五十七条4に規定する文書であって、原産地証明の対象となる産品が輸出締約国の原産品であることを証明する目的のために使用されるものについては、特に次のものを含めることができる。

(a)　輸出者又は生産者が関係する産品を得るために行った加工についての直接的な証拠

(b)　いずれかの締約国において使用された材料の原産性を証明する文書であって、当該いずれかの締約国の法令に従って使用されるもの

(c)　いずれかの締約国における材料についての作業又は加工を証明する文書であって、当該いずれかの締約国の法令に従って使用されるもの

(d)　使用された材料がいずれかの締約国の原産品であることを証明する原産地証明であって、当該いずれかの締約国において発給され、又は作成されるもの

第六十四条　文書及び記録の保管

1　原産地証明書の発給を受けた輸出者は、当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも五年間、第五十四条5に規定する文書を保管しなければならない。

2　原産地証明書を発給した輸出締約国の権限のある当局又は発給機関は、当該原産地証明書についての記録及び当該原産地証明書の発給に必要な補助的な情報を、当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも五年間保管する。

3　原産地申告を作成した認定輸出者は、当該原産地申告の作成の日の後少なくとも五年間、当該原産地申告の写し及び第五十七条4に規定する文書を保管しなければならない。

4　産品の生産者であって、第五十四条6(a)に規定する誓約を提供するもの又は同条6(b)に規定する申告を提出するものは、原産地証明書の発給の日又は同条6(a)に規定する誓約が当該生産者により輸出者に対して提供された日の後少なくとも五年間、当該産品の原産地に関連する記録を保管しなければならない。ただし、当該生産者により提供された誓約又は提出された申告に基づき原産地証明書が発給されなかった場合は、この限りでない。